

## 豊田都市計画地区計画の決定（豊田市決定）

豊田都市計画豊田南インター周辺地区計画を次のように決定する。

名 称	豊田南インター周辺地区計画					
位 置	豊田市駒場町中山並びに生駒町切戸、立入、横山及び寿の各一部					
面 積	約 35.6ha					
地区計画の目標	<p>本地区は（都）伊勢湾岸道路豊田南インターチェンジに近接しており、産業用地としての需要が非常に高く、物流施設等の立地が進んでいる。周辺には国道419号、（都）名古屋岡崎線及び（都）三好ヶ丘駒場線が整備されており、これらの広域交通網による高い利便性を活かした工業地の形成を図ることを目的とする。</p>					
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>地区西側の新たに都市的土地利用へ転換される地区においては、住宅や集客施設等の立地規制により、工業地としての利便性を高める。また、地区東側の既成市街地を含む地区では既存建築物に配慮した立地規制を行うと共に、工業的土地利用の推進を図る。</p>				
	地区施設の整備の方針	<p>地区周辺の広域交通網による利便性を活かすため、（都）名古屋岡崎線へのアクセス道路を地区施設として位置付け、地区内からの周辺幹線道路へのアクセス性を向上させる。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの地区にふさわしい良好な街区の環境が形成されるよう建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を定める。</p>				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		名 称	幅 員	延 長	配 置
		道路	道路1号	9.0m	260m	計画図表示のとおり

地 区 整 備 計 画	地区の 区分	名 称	A地区	B地区
		面 積	約24.8ha	約10.8ha
	建築物 に 関 する 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 物品販売業を営む店舗又は飲食店 5 図書館、博物館その他これらに類するもの 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「法施行令」という）第130条の6の2で定める運動施設 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 2 図書館、博物館その他これらに類するもの 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する法施行令第130条の6の2で定める運動施設 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	9,000㎡	—
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は2m、道路境界線までの後退距離は4m以上でなければならない。ただし、守衛室及び自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、3.0m以下であるものを除く。	—	

「区域、地区施設の配置及び地区の区分は、計画図表示のとおり。」

## 理 由

高い交通利便性を有する本地区において、工業地としての合理的な土地利用を誘導すると共に既成市街地との調和に配慮した良好な工業地の形成を図るため、地区計画を定める。